

青少年等インターネット適正利用促進出前講座業務 企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

この企画提案コンペは、近年インターネットに起因する犯罪、トラブルが多発しており、青少年はインターネットの普及により日常的に利用しており、このような犯罪に巻き込まれることがあるため、インターネットに関する高度な知識やスキルを有する者を講師として、年齢層に応じた講座を行い、ネットモラルの醸成を図ることを目的とした青少年等インターネット適正利用促進出前講座業務を受託する者を選定するために実施します。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 青少年等インターネット適正利用促進出前講座業務委託
- (2) 業務内容 別紙「青少年等インターネット適正利用促進出前講座業務委託仕様書」のとおり

3 企画提案コンペの参加要件

- (1) 参加者資格
 - ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式第1号）及び同申請書3に記載の添付書類を提出した者
 - イ 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 最優秀提案者資格
 - ア 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - イ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - ウ 令和3年以降にインターネット適正利用講座を学校等において実施した実績がある事業者であること。

4 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「青少年等インターネット適正利用促進出前講座業務企画提案コンペ選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、その内容の審査を行い、見積価格を勘案のうえ、総合的に最優秀提案を選定します。

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式第1号）の提出期限及び提出先
 - ア 提出期限 令和6年6月11日（火）午後5時00分 必着（期限厳守）
 - イ 提出先 三重県子ども・福祉部 少子化対策課 子ども応援班

ウ 提出方法 郵送又は持参（電子メール又はFAXでの提出は受け付けない。）

※郵送の場合は、必ず電話にて受領確認を行うこと。

エ 参加資格決定通知 令和6年6月13日（木）までに通知します。

（２）企画提案資料の提出期間及び提出先

ア 提出期間 令和6年6月14日（金）～同年6月21日（金）午後5時00分
必着 ※期間厳守（提出期間外には受理できません。）

イ 提出先 上記（１）に同じ

ウ 提出方法 上記（１）に同じ

（３）質疑応答

質問事項の取扱いについては、次のとおりとします。

ア 質問期間

令和6年6月3日（月）から同年6月7日（金）正午まで

イ 質問方法

別紙質問様式にて行うものとし、ウに記載する担当課まで、FAX 又は電子メールのいずれかの方法で提出のうえ、送信後に必ず電話にて受信確認を行うこと。

ウ 提出先

三重県子ども・福祉部 少子化対策課 子ども応援班

FAX（059-224-2270）、電子メール（shoshika@pref.mie.lg.jp）

エ 質問への回答

令和6年6月10日（月）午後5時00分時までに県のホームページにて回答します。

（４）プレゼンテーションの実施

選定委員会の審査にあたって、以下のとおり、提案者によるプレゼンテーションを行います。

ア 日時

令和6年6月28日（金） ※詳細は後日提案者に連絡します。

イ 場所

三重県庁内又は三重県庁付近の会議室

ウ 内容

プレゼンテーション15分、質疑10分（予定）

※説明者は各社3名以内とすること。

※プレゼンテーションは、提出済みの企画提案書（紙）に基づいて、提案内容のポイントを中心に説明すること。プロジェクターは使わない。

※プレゼンテーションにおいて、提出済みの企画提案書とは異なる内容や追加の記述は認めない。

エ その他

企画提案書の提出が多数あった場合は、選定委員会において事前に書類審査を

行い、提案者を１０者程度選定したうえで、当該提案者によるプレゼンテーションを行います。

オ 選定結果通知

令和６年７月２日（火）

（５）評価の項目と観点

提案書の審査における評価項目と観点は下表のとおりです。

項 目		観 点
1	提案内容	提案内容は、仕様書で定める業務が網羅されているとともに、独自のアイデアが盛り込まれ、全体的に完成度の高いものとなっているか。 ・受講者の理解度が増すよう、講座内容が工夫されているか。
2	具体性	提案内容は、事業の趣旨を的確に反映し、具体的なものとなっているか。 ・最新のデータの入手方法及び講座内容への反映はどうか。 ・各年齢層に応じた講座内容について、どのような設定となっているか。 ・青少年健全育成の障害を防止することを目的としたネットモラルの醸成が図れるものであるか。
3	実現可能性	提案内容は、実現可能なものとなっているか。 ・講師担当者が専門的な知識を有するために、どのような社内研修体制を構築しているか。
4	実施体制	提案内容は、事業の実施に必要な体制が整っているか。 ・受講者の希望に沿った日程での講座開催が可能な人員が確保されているか。 ・講座開催日が重なった場合でも対応が可能か。
5	経済性	提案内容は、費用対効果の観点から効果的な内容となっているか。

5 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案書 8部

A4版で両面印刷、長編綴じとする。文字サイズは12ポイント以上、20ページ以内で作成し、ページ下部中央にページ番号を記載すること。

ただし、実際に講座で使用する資料を添付する場合は上記枚数制限の対象外とする。

(2) 提案書の内容

① 講座内容

実施する講座内容（最新情報の反映、年層別の区分け）

※インターネット、SNS、フィルタリングの仕組みについての説明を取り上げながら、実際に陥りやすい犯罪被害・トラブルの防止につながる内容

② 業務の実施体制

実施体制（講師担当者、経験、講師人員数）

③ アンケート

アンケート実施方法及びアンケート案

④ 講座実施実績

令和3年以降の講座開催実績

⑤ 回数別見積明細書

講座回数毎の経費について別添様式「青少年等インターネット適正利用促進出前講座業務委託 回数別見積明細書」により作成してください。なお、講座実施回数が40回を下回る場合においても契約上限額を超えないようにしてください。

⑤ その他

他者に対して優位であると思われる点、その他追記事項 等

(3) 見積書 1部（押印したもの）

- ・課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、本業務に係る所要経費を税抜額及び税込額が分かるように見積もってください。税額に1円未満の端数がある時は、その端数は切り捨ててください。なお、税とは消費税及び地方消費税相当額をいいます。
- ・見積書の様式は特に定めませんが、単価契約のため「講座単価」「企画管理費」を内訳明細とし、各々回数を「40回」として作成してください。
- ・「講座単価」は人件費及び交通費で算出してください。
- ・「企画管理費」は1回当たりの企画費用、諸経費等で算出してください。

(4) 会社概要書 1部

提案者の組織概要（会社名、代表者名、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、組織体制、沿革等）を簡潔に記載してください。なお、同内容の記載があれば、会社パンフレット等の提出でも可とします。

6 契約上限額 3, 190, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

7 その他

- （１）企画提案に要する費用はコンペ参加者の負担とします。
- （２）企画提案資料は返却しません。
- （３）選定方法は書類審査及びプレゼンテーション審査とします。
ただし、応募件数によっては、書類審査を省略する場合があります。
- （４）最優秀提案に選考された者は、選考の結果を受け取った日の翌日までに次の書類を担当課に提出してください（電子メール又はFAXでの提出可）。
 - ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３ 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去６月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - イ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去６月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- （５）上記（４）による資格確認後、最優秀提案者と随意契約を締結します。
- （６）業務委託料の支払については、本件委託業務が完了後に、受託者の業務完了報告書の提出及び委託者の検査合格をもって、精算払とし、各月毎における実績に基づく精算払は行わないものとする。

8 担当課・担当者

三重県子ども・福祉部 少子化対策課 岡村
〒514-8570 津市広明町13番地
電 話 059-224-2057
FAX 059-224-2270
電子メール shoshika@pref.mie.lg.jp